

令和6年10月27日執行
箱根町長選挙

選挙運動費用公費負担申請のしおり

箱根町選挙管理委員会

〔 箱根町湯本 256 番地 〕
☎ 85 - 7111 内線 330

は し が き

この「しおり」は、箱根町長選挙において、選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成及び選挙運動用ポスターの作成に係る経費の公費負担を受ける場合の手続きについてまとめたものです。

公費負担の申請をされる方は、この「しおり」をご覧になり、手続きの内容を十分ご理解のうえ、特に事前相談を利用される等して、申請に遺漏のないように手続きしてください。

なお、この「しおり」の記載内容について不明な点がございましたら、箱根町選挙管理委員会へお問い合わせください。

《 目 次 》

1	公費負担制度について	1
2	公費負担の種類	1
3	適用対象となる候補者	1
4	公費負担の限度額	2
	(1) 選挙運動用自動車の使用	2
	(2) 選挙運動用ビラの作成	2
	(3) 選挙運動用ポスターの作成	2
5	諸手続	3
	(1) 契約締結と契約届出	3
	(2) 確認申請	3
	(3) 使用（作成）証明書の交付	3
	(4) 費用の請求	4
	・ 選挙運動用自動車の使用（ハイヤー契約）	5
	・ 選挙運動用自動車の使用（自動車借入）	7
	・ 選挙運動用自動車の使用（燃料供給）	9
	・ 選挙運動用自動車の使用（運転手雇用）	11
	・ 選挙運動用ビラの作成	13
	・ 選挙運動用ポスターの作成	15

<参考資料> 公費負担制度Q & A（別冊）

1 公費負担制度について

この制度は、箱根町長選挙において、候補者と請負業者等との間で締結された「選挙運動用自動車の使用」、「選挙運動用ビラの作成」及び「選挙運動用ポスターの作成」の各有償契約について、条例で定められた限度額の範囲内で、供託物が没収されない候補者に限り、箱根町が各請負業者等に直接その費用を支払うものです。

2 公費負担の種類

公費負担となる選挙運動費用については、公職選挙法及び箱根町議会議員及び箱根町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例により、その種類や限度額等が定められています。

対象となるのは、次の選挙運動に係る費用です。

- (1) 選挙運動用自動車の使用に係る費用
- (2) 選挙運動用ビラの作成に係る費用
- (3) 選挙運動用ポスターの作成に係る費用

3 適用対象となる候補者

公費負担の適用対象となる候補者は、供託物没収点以上の得票を得た候補者に限られます。供託物を没収される候補者については、公費負担は適用されず、箱根町からの支払いはありません。（全額自己負担となります。）

町長選挙における供託物没収点 「有効投票総数÷議員定数×10分の1」

＜参考＞

令和2年10月25日執行町長選挙 有効投票総数 6,075 票

（仮に供託物没収点を計算すると、「 $6,075 \times 10 \text{ 分の } 1 \div 607.5$ 」）

4 公費負担の限度額

(1) 選挙運動用自動車の使用

区 分		公費負担の対象	公費負担の限度額	備 考
選挙運動用自動車の使用	1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約 (ハイヤー契約)	選挙運動用自動車として使用された各日の費用の合計額 (1日につき1台に限る)	1日 64,500 円×5 日 =322,500 円	1 の 契 約 と 2 の 契 約 は 選 択
	2 1 以外の契約 (個別契約)	①自動車借入契約	1日 16,100 円×5 日 =80,500 円	
		②燃料供給契約	7,700 円×5 日 =38,500 円	
		③運転手雇用契約	1日 12,500 円×5 日 =62,500 円	

※ 「1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約（ハイヤー契約）」とは、道路運送法第 3 条第 1 項ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者と自動車借上、燃料供給及び運転手雇用を一括で契約する場合です。

(2) 選挙運動用ビラの作成

公費負担の対象	単価限度	枚数限度	公費負担の限度額
作成単価と単価限度の少ない方の額 × 作成枚数と枚数限度の少ない方の数	1 枚あたり 7 円 73 銭	5,000 枚	7 円 73 銭×5,000 枚 =38,650 円

※ 作成単価及び作成枚数にそれぞれ限度が定められているため、合計金額が限度額以内であっても、単価及び枚数限度を超えた分については、公費負担の対象となりません。

(3) 選挙運動用ポスターの作成

公費負担の対象	単価限度	枚数限度	公費負担の限度額
作成単価と単価限度の少ない方の額 × 作成枚数と枚数限度の少ない方の数	3,979 円	92 枚	3,979 円×92 枚 =366,068 円

※ 作成単価及び作成枚数にそれぞれ限度が定められているため、合計金額が限度額以内であっても、単価及び枚数限度を超えた分については、公費負担の対象となりません。

※ 「枚数限度」はポスター掲示場と同数で、ポスター掲示場数は選挙の都度、選挙管理委員会で決定します。今回の選挙では 92 か所（92 枚）です。

※ 「単価限度」は『（316,250 円+541 円 31 銭×ポスター掲示場数）÷ポスター掲示場数』により算出します。（1 円未満切り上げ）

5 諸手続

(1) 契約締結と契約届出

公費負担の適用を受けようとする候補者は、各請負業者等と有償契約を締結し、その旨を届出しなければなりません。

- ア 届出先 箱根町選挙管理委員会
- イ 届出期日 契約が立候補届出の前の場合・・・立候補届出の時
契約が立候補届出の後の場合・・・契約締結後直ちに
- ウ 提出書類 ①各種契約届出書、②各種請負業者等との契約書の写し
- エ 注意事項 契約相手方が生計同一親族である場合には、その者が当該契約に係る業務を業として行うものに限りません。

(2) 確認申請

次のものについては、公費負担の適用を受けるために、箱根町選挙管理委員会への確認申請をする必要があります。

- ・ 選挙運動用自動車の燃料代（金額の制限範囲内であることの確認）
- ・ 選挙運動用ビラの作成（作成限度枚数の確認）
- ・ 選挙運動用ポスターの作成（作成限度枚数の確認）

※ ハイヤー契約による選挙運動用自動車使用、個別契約による選挙運動用自動車使用及び運転手雇用については、確認申請の必要はありません。

ア 確認申請の方法

- ・ 確認申請書は契約の相手方ごとに作成してください。
- ・ 確認申請書には、すでに確認を受けた金額（枚数）を記載する必要がありますので、申請書の写しまたは控えを保管してください。
- ・ 確認申請書の提出は、候補者または代理人が直接持参してください。

イ 提出先 箱根町選挙管理委員会

ウ 確認書の交付

- ・ 候補者からの確認申請に基づき、箱根町選挙管理委員会から確認書を交付します。
- ・ 交付を受けた確認書は、直ちに契約業者に提出してください。
- ・ 確認書は、契約業者が箱根町に費用を請求する際、請求書に添付する必要があります。

(3) 使用（作成）証明書の交付

上記、（1）の契約届出をした候補者は、有償契約を締結した相手方ごとに「使用（作成）証明書」を作成し、契約相手方に交付（1部）しなければなりません。

なお、この証明書は、契約業者等が箱根町に費用を請求する際、請求書に添付する必要があります。

(4) 費用の請求

公費負担に係る費用は、候補者が有償契約を締結した業者等からの請求に基づき、箱根町が業者等に直接支払います。

ただし、当該候補者が供託物を没収される場合は、公費負担の請求はできません。

ア 請求時に必要な提出書類

区 分		必 要 書 類
選挙運動用自動車の使用	一般乗用旅客自動車運送事業者との契約 (ハイヤー契約)	①請求書(選挙運動用自動車の使用)【第13号様式】 ②請求内訳書【第13号様式別紙1】 ③選挙運動用自動車使用証明書【第10号様式(その1)】
	上記以外の契約(個別契約) 自動車借入代	①請求書(選挙運動用自動車の使用)【第13号様式】 ②請求内訳書【第13号様式別紙2のア】 ③選挙運動用自動車使用証明書【第10号様式(その1)】
	燃料代	①請求書(選挙運動用自動車の使用)【第13号様式】 ②給油伝票の写し(給油月日、自動車登録番号または車両番号、給油量及び給油金額がわかるもの) ③請求内訳書【第13号様式別紙2のイ】 ④選挙運動用自動車使用証明書【第10号様式(その2)】 ⑤選挙運動用自動車燃料代確認書【第7号様式】
	運転手報酬	①請求書(選挙運動用自動車の使用)【第13号様式】 ②請求内訳書【第13号様式別紙2のウ】 ③選挙運動用自動車使用証明書【第10号様式(その3)】
選挙運動用ビラの作成		①請求書(選挙運動用ビラの作成)【第14号様式】 ②請求内訳書【第14号様式別紙】 ③選挙運動用ビラ作成証明書【第11号様式】 ④選挙運動用ビラ作成枚数確認書【第8号様式】 ⑤ビラ見本1枚(2種類の場合は各1枚)
選挙運動用ポスターの作成		①請求書(選挙運動用ポスターの作成)【第15号様式】 ②請求内訳書【第15号様式別紙】 ③選挙運動用ポスター作成証明書【第12号様式】 ④選挙運動用ポスター作成枚数確認書【第9号様式】

イ 請求書等提出時の注意点

- ・ 支払方法は口座振替となりますので、振込先は正確に記入してください。
- ・ 請求書に誤りがある場合は、再提出していただく場合がありますので、ご注意ください。

ウ 請求書等の提出先

〒250-0398 神奈川県足柄下郡箱根町湯本 256 番地 箱根町選挙管理委員会
電話 0460-85-7111 (内線 330)

選挙運動用自動車の使用（ハイヤー契約）

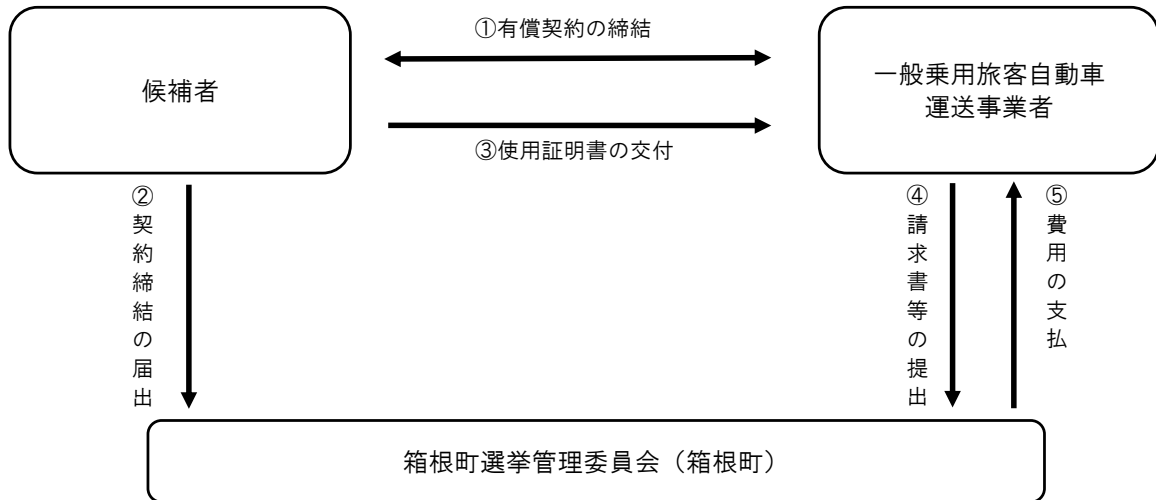
（一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合）

※箱根町選挙管理委員会へ提出が必要な書類

提出時期	様式名	様式番号	確認
事前提出分	契約書の写し		
	選挙運動用自動車の使用の契約届出書	第1号様式	
請求時提出分	請求書（選挙運動用自動車の使用）	第13号様式	
	請求内訳書	第13号様式別紙1	
	選挙運動用自動車使用証明書（自動車）	第10号様式（その1）	

選挙運動用自動車の使用（ハイヤー契約）

（一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合）



順序	手続き等	必要書類	添付書類
①	有償契約の締結 （候補者と運送事業者）	選挙運動用自動車使用契約書（契約に関する書面）	
②	①の契約締結の届出 （候補者→町選管）	選挙運動用自動車の使用の契約届出書【第1号様式】	①の契約書写し
③	使用証明書の交付 （候補者→運送事業者）	選挙運動用自動車使用証明書（自動車）【第10号様式（その1）】	
④	請求書等の提出 （運送事業者→箱根町）	請求書【第13号様式】 請求内訳書【第13号様式別紙1】	③の使用証明書
⑤	費用の支払 （箱根町→運送事業者）		

※ 供託物が没収される候補者の費用について、運送事業者は箱根町へ④の請求をすることはできません。

※ 箱根町に対する④の請求は、箱根町選挙管理委員会で受け付けます。

選挙運動用自動車の使用（自動車借入）

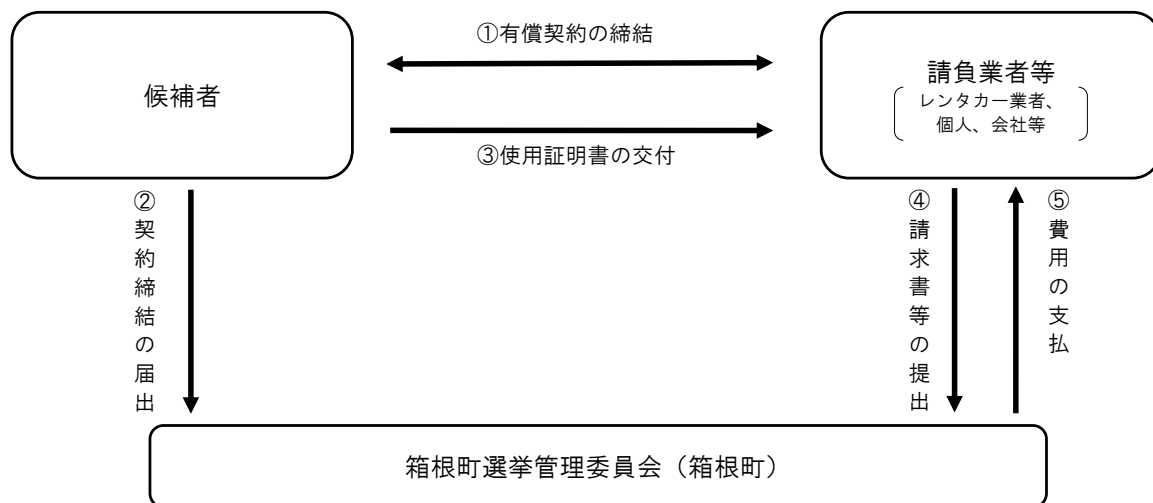
（一般乗用旅客自動車運送事業者との契約以外の契約による場合）
※個別契約の場合

※箱根町選挙管理委員会へ提出が必要な書類

提出時期	様式名	様式番号	確認
事前提出分	契約書の写し		
	選挙運動用自動車の使用の契約届出書	第1号様式	
請求時提出分	請求書（選挙運動用自動車の使用）	第13号様式	
	請求内訳書	第13号様式別紙2のア	
	選挙運動用自動車使用証明書（自動車）	第10号様式（その1）	

選挙運動用自動車の使用（自動車借入）

（一般乗用旅客自動車運送事業者との契約以外の契約による場合）
※個別契約の場合



順序	手続き等	必要書類	添付書類
①	有償契約の締結 （候補者と請負業者等）	選挙運動用自動車賃貸借契約書（契約に関する書面）	
②	①の契約締結の届出 （候補者→町選管）	選挙運動用自動車の使用の契約届出書【第1号様式】	①の契約書写し
③	使用証明書の交付 （候補者→請負業者等）	選挙運動用自動車使用証明書（自動車）【第10号様式（その1）】	
④	請求書等の提出 （請負業者等→箱根町）	請求書【第13号様式】 請求内訳書【第13号様式別紙2のア】	③の使用証明書
⑤	費用の支払 （箱根町→請負業者等）		

※ 供託物が没収される候補者の費用について、請負業者等は箱根町へ④の請求をすることはできません。
※ 箱根町に対する④の請求は、箱根町選挙管理委員会で受け付けます。

選挙運動用自動車の使用（燃料供給）

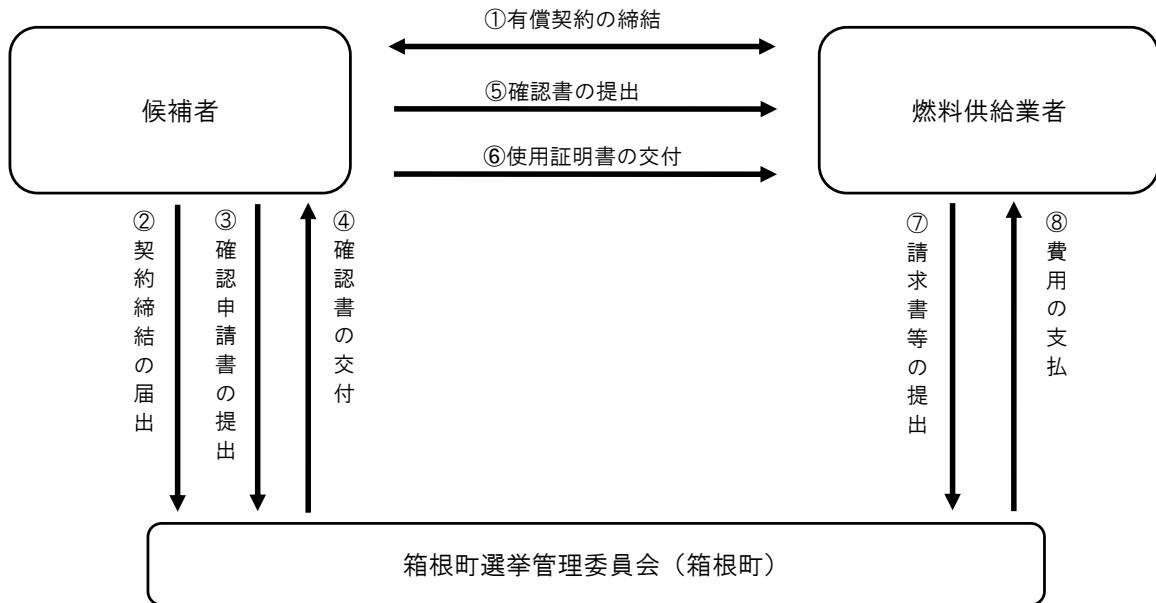
（一般乗用旅客自動車運送事業者との契約以外の契約による場合）
※個別契約の場合

※箱根町選挙管理委員会へ提出が必要な書類

提出時期	様式名	様式番号	確認
事前提出分	契約書の写し		
	選挙運動用自動車の使用の契約届出書	第1号様式	
請求前提出分	選挙運動用自動車燃料代確認申請書	第4号様式	
請求時提出分	請求書（選挙運動用自動車の使用）	第13号様式	
	給油伝票の写し		
	請求内訳書	第13号様式別紙2のイ	
	選挙運動用自動車使用証明書（燃料）	第10号様式（その2）	
	選挙運動用自動車燃料代確認書	第7号様式	

選挙運動用自動車の使用（燃料供給）

（一般乗用旅客自動車運送事業者との契約以外の契約による場合）
※個別契約の場合



順序	手続き等	必要書類	添付書類
①	有償契約の締結 （候補者と燃料供給業者）	選挙運動用自動車燃料供給契約書（契約に関する書面）	
②	①の契約締結の届出 （候補者→町選管）	選挙運動用自動車の使用の契約届出書【第1号様式】	①の契約書写し
③	確認申請書の提出 （候補者→町選管）	選挙運動用自動車燃料代確認申請書【第4号様式】	
④	確認書の交付 （町選管→候補者）	選挙運動用自動車燃料代確認書【第7号様式】※町選管が作成	
⑤	確認書の提出 （候補者→燃料供給業者）		④の確認書
⑥	使用証明書の交付 （候補者→燃料供給業者）	選挙運動用自動車使用証明書（燃料）【第10号様式（その2）】	給油伝票の写し
⑦	請求書等の提出 （燃料供給業者→箱根町）	請求書【第13号様式】 請求内訳書【第13号様式別紙2のイ】	④の確認書 ⑥の使用証明書 給油伝票の写し
⑧	費用の支払 （箱根町→燃料供給業者）		

※ 供託物が没収される候補者の費用について、燃料供給業者は箱根町へ⑦の請求をすることはできません。
※ 箱根町に対する⑦の請求は、箱根町選挙管理委員会ですべて受け付けます。

選挙運動用自動車の使用（運転手雇用）

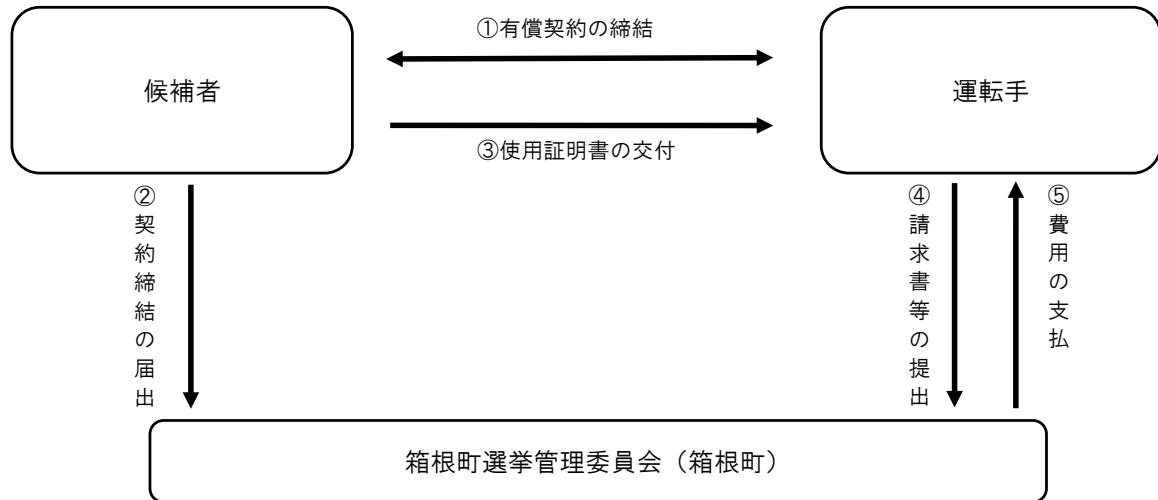
（一般乗用旅客自動車運送事業者との契約以外の契約による場合）
※個別契約の場合

※箱根町選挙管理委員会へ提出が必要な書類

提出時期	様式名	様式番号	確認
事前提出分	契約書の写し		
	選挙運動用自動車の使用の契約届出書	第1号様式	
請求時提出分	請求書（選挙運動用自動車の使用）	第13号様式	
	請求内訳書	第13号様式別紙2のウ	
	選挙運動用自動車使用証明書（運転手）	第10号様式（その3）	

選挙運動用自動車の使用（運転手雇用）

（一般乗用旅客自動車運送事業者との契約以外の契約による場合）
※個別契約の場合



順序	手続き等	必要書類	添付書類
①	有償契約の締結 （候補者と運転手）	選挙運動用自動車運転手契約書（契約に関する書面）	
②	①の契約締結の届出 （候補者→町選管）	選挙運動用自動車の使用の契約届出書【第1号様式】	①の契約書写し
③	使用証明書の交付 （候補者→運転手）	選挙運動用自動車使用証明書（運転手）【第10号様式（その3）】	
④	請求書等の提出 （運転手→箱根町）	請求書【第13号様式】 請求内訳書【第13号様式別紙2のウ】	③の使用証明書
⑤	費用の支払 （箱根町→運転手）		

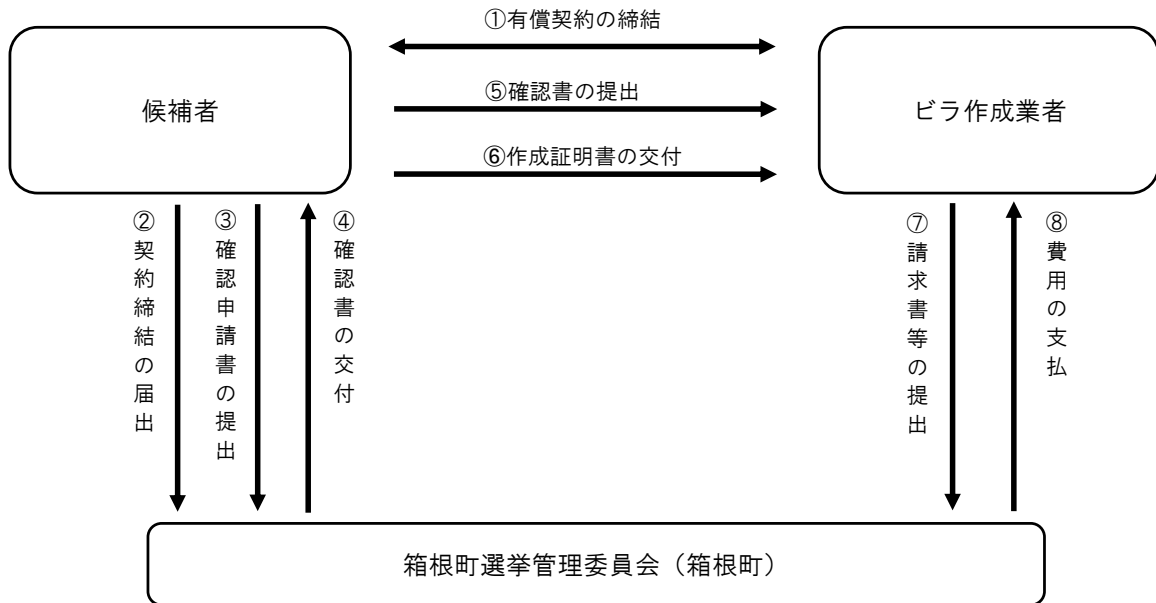
※ 供託物が没収される候補者の費用について、運転手は箱根町へ④の請求をすることはできません。
※ 箱根町に対する④の請求は、箱根町選挙管理委員会で受け付けます。

選挙運動用ビラの作成

※箱根町選挙管理委員会へ提出が必要な書類

提出時期	様式名	様式番号	確認
事前提出分	契約書の写し		
	選挙運動用ビラ作成契約届出書	第2号様式	
請求前提出分	選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書	第5号様式	
請求時提出分	請求書（選挙運動用ビラの作成）	第14号様式	
	請求内訳書	第14号様式別紙	
	選挙運動用ビラ作成証明書	第11号様式	
	選挙運動用ビラ作成枚数確認書	第8号様式	

選挙運動用ビラの作成



順序	手続き等	必要書類	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者とビラ作成業者)	選挙運動用ビラ作成契約書 (契約に関する書面)	
②	①の契約締結の届出 (候補者→町選管)	選挙運動用ビラ作成契約届出書【第2号様式】	①の契約書写し 仕様書等
③	確認申請書の提出 (候補者→町選管)	選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書【第5号様式】	
④	確認書の交付 (町選管→候補者)	選挙運動用ビラ作成枚数確認書【第8号様式】※町選管が作成	
⑤	確認書の提出 (候補者→ビラ作成業者)		④の確認書
⑥	作成証明書の交付 (候補者→ビラ作成業者)	選挙運動用ビラ作成証明書【第11号様式】	
⑦	請求書等の提出 (ビラ作成業者→箱根町)	請求書【第14号様式】 請求内訳書【第14号様式別紙】	④の確認書 ⑥の作成証明書 ビラ見本
⑧	費用の支払 (箱根町→ビラ作成業者)		

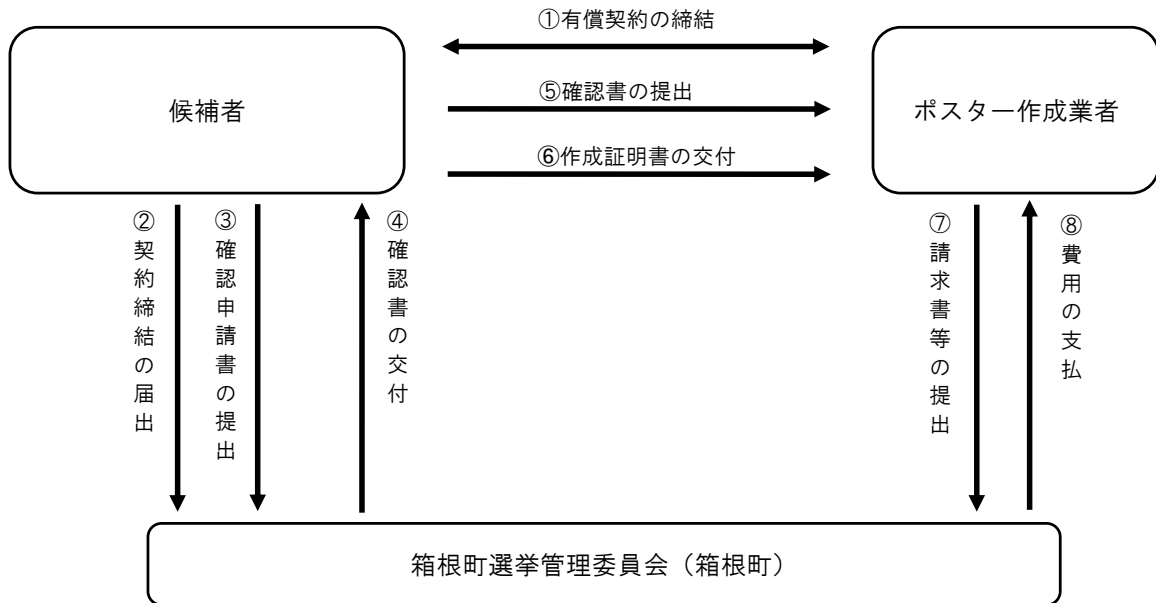
※ 供託物が没収される候補者の費用について、ビラ作成業者は箱根町へ⑦の請求をすることはできません。
 ※ 箱根町に対する⑦の請求は、箱根町選挙管理委員会ですべて受け付けます。

選挙運動用ポスターの作成

※箱根町選挙管理委員会へ提出が必要な書類

提出時期	様式名	様式番号	確認
事前提出分	契約書の写し		
	選挙運動用ポスター作成契約届出書	第3号様式	
請求前提出分	選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書	第6号様式	
請求時提出分	請求書（選挙運動用ポスターの作成）	第15号様式	
	請求内訳書	第15号様式別紙	
	選挙運動用ポスター作成証明書	第12号様式	
	選挙運動用ポスター作成枚数確認書	第9号様式	

選挙運動用ポスターの作成



順序	手続き等	必要書類	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者とポスター作成業者)	選挙運動用ポスター作成契約書 (契約に関する書面)	
②	①の契約締結の届出 (候補者→町選管)	選挙運動用ポスター作成契約届出書【第3号様式】	①の契約書写し 仕様書等
③	確認申請書の提出 (候補者→町選管)	選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書【第6号様式】	
④	確認書の交付 (町選管→候補者)	選挙運動用ポスター作成枚数確認書【第9号様式】※町選管が作成	
⑤	確認書の提出 (候補者→ポスター作成業者)		④の確認書
⑥	作成証明書の交付 (候補者→ポスター作成業者)	選挙運動用ポスター作成証明書【第12号様式】	
⑦	請求書等の提出 (ポスター作成業者→箱根町)	請求書【第15号様式】 請求内訳書【第15号様式別紙】	④の確認書 ⑥の作成証明書
⑧	費用の支払 (箱根町→ポスター作成業者)		

※ 供託物が没収される候補者の費用について、ポスター作成業者は箱根町へ⑦の請求をすることはできません。
 ※ 箱根町に対する⑦の請求は、箱根町選挙管理委員会で受け付けます。